

## ☆ ★☆障がい者一時介護委託料等助成のお知らせ☆☆☆

この制度は、障がいを持つ方を介護している方が、居宅において有料で一時的に介護を委託した場合にその費用を助成するものです。(介護をしている方に支払われるものなので、独居の方は対象となりません)

※浦安市障がい者等一時ケアセンターを利用した際も助成されます。

### このようなときに利用できます

介護者本人又はその家族が病気、出産、事故、冠婚葬祭、旅行、介護疲れ等で一時的に介護できなくなった場合に対象になります。

### つぎの方を介護している場合に該当します

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 知的障がい者の判定を受けている方
- 精神障がい者であると診断されている方

### つぎの方に介護を委託した場合は該当しません

- 障がい者と同居している方
- 親族のうち三親等内の血族および姻族（父母、子、兄弟、祖父母、孫、叔父叔母）
- 配偶者

### 助成の対象となる期間は

原則として1回の介護につき7日以内です。

### 助成金（限度額）

- 一日の委託時間が4時間以内の場合は、 日額 3,000円まで
- 一日の委託時間が4時間を超える場合は、日額 6,000円まで
- 障がい者一人当たり 年額 60,000円が限度です。
- 生活保護世帯及び市民税非課税世帯は 年額 120,000円が限度です。
- 一時介護証明書の発行に係る手数料は、1枚につき1,000円が限度です。

申請先・問い合わせは  
浦安市役所 障がい福祉課  
直通:047-712-6394  
ファックス:047-355-1294